



2023年2月27日

各 位

会 社 名 株式会社 千葉興業銀行
代 表 者 取締役頭取 梅田 仁司
(コード：8337 東証プライム)
問 合 せ 先 執行役員
経営企画部長 中村 遵史
電 話 番 号 (043) 243-2111 (大代表)

株式給付信託（J-ESOP）の導入及び第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、当行の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することにつき決議いたしました。

また、本制度の導入に伴い、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

<本制度の導入について>

1. 導入の背景

当行は、お客さまをはじめとしたステークホルダーと当行の持続的な成長、企業価値の向上を図るため、『長期経営ビジョン』・『長期経営戦略』を策定し、2022年1月24日に公表いたしました。

長期経営戦略で掲げる「CKBコミュニティの確立」に向けて、2022年4月からスタートしました現中期経営計画『幸せデザイン 絆プロジェクト2025』では、その礎となる「組織基盤」「営業基盤」「経営基盤」を構築し、当行の持続的な成長に向けた取り組みを行ってまいります。

そのような中、新中期経営計画初年度となる2022年度より、従業員向け報酬制度のESOP（Employee Stock Ownership Plan）を導入することとしました。具体的には、本制度を通じて、対象となる従業員の当事者の意識の育成、並びに、高い目標にチャレンジする組織風土を醸成することにより、長期的な業績向上や株価上昇に対する意識や士気の高揚を図るとともに、当行の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することで、持続的な企業価値向上を図ってまいります。

2. 本制度の概要

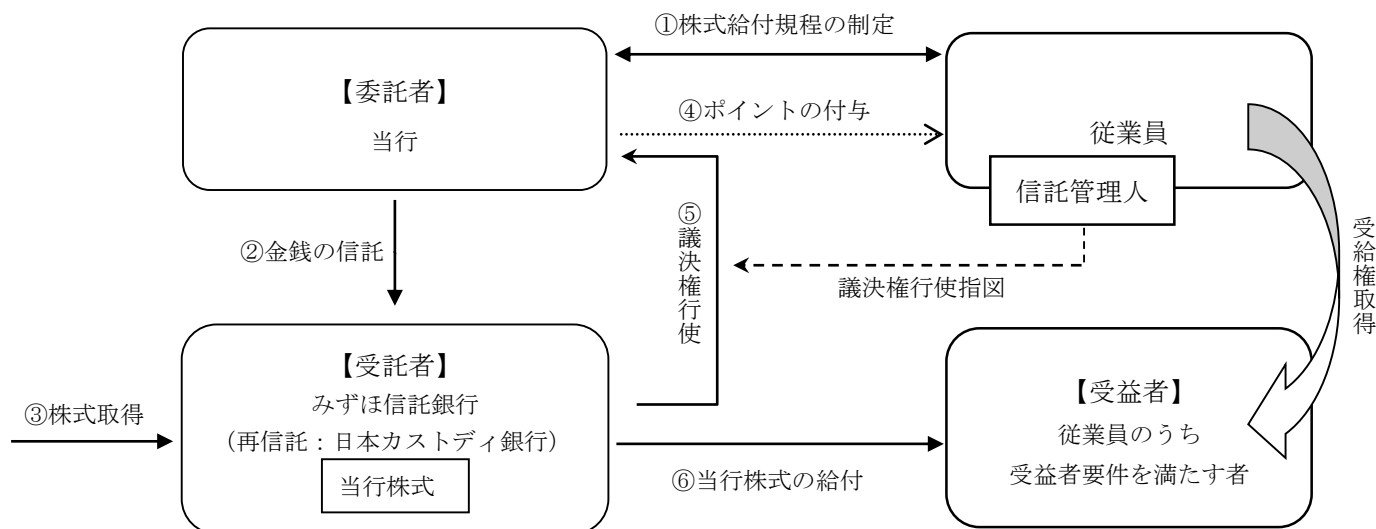
本制度は、米国のESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当行が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当行の従業員に対し当行株式を給付する仕組みです。

当行は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得

したときに当該付与ポイントに相当する当行株式を給付します。従業員が当行株式の給付を受ける時期は、原則として退職時となります。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

【本制度の仕組み】



- ① 当行は、本制度の導入に際し、株式給付規程を制定します。
- ② 当行は、株式給付規程に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するための金銭を、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当行株式を、取引所市場を通じて又は当行の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当行は、株式給付規程に基づき従業員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑥ 本信託は、従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当行株式を給付します。

3. 本信託の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 名称 | : 株式給付信託 (J-ESOP) |
| (2) 委託者 | : 当行 |
| (3) 受託者 | : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行) |
| (4) 受益者 | : 従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者 |
| (5) 信託管理人 | : 当行の従業員から選定 |
| (6) 信託の種類 | : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (7) 信託の目的 | : 株式給付規程に基づき信託財産である当行株式を受益者に給付すること |
| (8) 本信託契約の締結日 | : 2023年3月20日 |
| (9) 金銭を信託する日 | : 2023年3月20日 |
| (10) 信託の期間 | : 2023年3月20日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。) |

<本自己株式処分について>

4. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2023年3月20日(月)
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式2,100,000株
(3) 処 分 価 額	1株につき金542円
(4) 処 分 総 額	1,138,200,000円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行(信託E口)
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

5. 処分の目的及び理由

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当行株式の保有及び処分を行うため、株式会社日本カストディ銀行(本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者)に設定される信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量については、株式給付規程に基づき信託期間中に当行の従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの(2023年3月末日で終了する事業年度から2032年3月末日で終了する事業年度までの10事業年度分)であり、2023年2月27日現在の普通株式に係る発行済株式総数62,222,045株に対し3.38%(2022年9月末日現在の総議決権個数592,107個に対する割合3.55%(いずれも小数点第3位を四捨五入))となります。

6. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日(2023年2月24日)の東証プライムにおける当行普通株式の終値542円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当行の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお、処分価額542円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間(2023年1月25日~2023年2月24日)の終値平均509円(円未満切捨)に対して106.48%を乗じた額であり、同直近3か月間(2022年11月25日~2023年2月24日)の終値平均456円(円未満切捨)に対して118.86%を乗じた額であり、あるいは同直近6か月間(2022年8月25日~2023年2月24日)の終値平均373円(円未満切捨)に対して145.31%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえ、合理的なものとしております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役3名(うち1名は社外監査役)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

7. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希釈率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上